

タイにおける税務の基礎知識 第15回

今回は次回と合わせて、タイにおける特徴的な税金の一つであるVAT(付加価値税)について、解説をいたします。タイにおける日常の税務業務のなかでも、VATは源泉所得税と並んで重要な項目の一つとなっております。手続きを怠ると罰則の適用があり、多額のペナルティーを負うこともあることから、適時、適切な対応が求められるところです。日本においては、消費税がこれに相当する税金であることから、今回タイと日本の制度についてまとめてみました。

項 目	タイ VAT	日本 消費税
VATの概要	<p>VATはタイ国内における物品の販売、サービスの提供、並びにタイ国内で消費される物品、サービスの輸入が課税対象となります。タイからの輸出取引については、VATは原則として免税となります。タイのVATは10%ですが、現在は7%に軽減されております。タイにおける事業者は、原則としてVATの登録事業者としての登録を行い、Tax IDを取得し、VATの処理を行うこととなります。なおVATの事業者登録した事業者に対しては登録証が交付され、この登録証は常時事業所に掲示しておく必要があります。</p>	<p>日本の消費税は、日本国内において行った資産の譲渡等、役務の提供が課税対象となります。なお日本からの輸出に該当する取引については、消費税は免税となります。日本の消費税は、現行5%、2014年4月1日以降8%となります。日本の消費税は、原則として基準期間における課税売上金額によって、消費税の納税義務の有無の判断を行うこととなります。ただし課税事業者の選択をした場合には、基準期間における課税売上金額に拘わらず、申告・納税義務が生じます。</p>
具体的な内容 1. 課税時期 2. 申告納税 3. 手続き 4. 罰則	<ol style="list-style-type: none"> タイにおけるVATの納税義務が発生するのは、課税点と呼ばれる時点で、物の販売の場合には、原則としてその引き渡し時、役務提供の場合には、その対価の受領時となります。 タイにおいては、毎月インプットVATとアウトプットVATについて、翌月の15日までに申告、納税をしなければなりません。インプットVAT(仮払い)がアウトプットVAT(仮受)を超える場合には、その超える部分の金額については、還付もしくは次月以降の申告で控除する、のいずれかを選択できます。 タイのVATはすべてVATの登録事業者が発行するTax Invoiceという書面によって裏付けが行われます。したがってTax Invoiceのない支払いに係るVATは、申告上、控除ができません。また一方で、VATの登録事業者は、所定の要件をみたした内容のTax Invoiceを発行する義務があります。さらに一度発行したTax Invoiceについては、原則として、その差し替えはできません。 VATの登録事業者が無申告、過少申告等を行った場合には、最大で納付すべき税額の200%の加算税、さらに延滞税、罰金が発生いたします。 	<ol style="list-style-type: none"> 日本の消費税の納税義務が生じるのは、原則として資産の譲渡等があった時となります。なおいつの時点において資産の譲渡等があったとされるかについては、物品の販売、役務提供、その他取引の内容、形態によって細かく規定されております。 日本の消費税は、タイのVATとは異なり、各事業年度単位で仮受消費税、仮払消費税について集計し、確定申告により申告、納付または還付となります。なお日本の消費税は前事業年度の確定申告額に基づいて、中間申告の義務が生じます。 日本の消費税においては、課税事業者(消費税の申告、納税義務のある事業者)は、帳簿上、当該取引が課税、非課税、免税のいずれであるかを区分し、各事業者から受領する領収証等を保管することとされています。また仮に請求書の発行を誤った場合であっても、当事者同士の合意があれば、当該請求書を正しいものに差し替えることは可能です。 日本においては、過少申告、無申告等があった場合には、5%~35%の範囲で加算税が課せられ、さらに原則として年率7.3%~14.6%の延滞税が課されます。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。